行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第 13 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成二十七年国税庁告示第二号)の一部を次のように改正し、令和五年一月一日から施行する。ただし、別表規則第二条第四項第五号の項の規定は、令和四年十二月三十一日から施行する。

令和四年三月三十一日

国税庁長官 大鹿 行宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規 定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

	改 正	後		改 正	前		
O別表			○別表				
第一欄	第二欄	第三欄	第一欄	第二欄	第三欄		
規則第	過去に法第十	修正申告書に	規則第	過去に法第十	修正申告書に		
二条第	六条の規定に	記載された修	二条第	六条の規定に	記載された修		
四項第	より本人確認	正申告直前の	四項第	より本人確認	正申告直前の		
五号	の措置を講じ	納付すべき税	五号	の措置を講じ	課税標準額又		
	た上で受理し	額又は還付金		た上で受理し	は税額等、更		
	ている申告書	の額に相当す		ている申告書	正の請求書に		
	等に記載され	<u>る税額</u> 、更正		等に記載され	記載された更		
	ている純損失	の請求書に記		ている純損失	正の請求直前		
	の金額、雑損	載された更正		の金額、雑損	の課税標準額		
	失の金額その	の請求直前の		失の金額その	又は税額等及		
	他当該提供を	納付すべき税		他当該提供を	び相続時精算		
	行う者が当該	額又は還付金		行う者が当該	課税を適用し		
	提供に係る申	の額に相当す		提供に係る申	た贈与税申告		
	告書等を作成	<u>る税額</u> 及び相		告書等を作成	書(選択した		
	するに当たっ	続時精算課税		するに当たっ	年分の翌年分		
	て必要となる	を適用した贈		て必要となる	以降の年分に		
	事項又は考慮	与税申告書		事項又は考慮	限る。)に記載		
	すべき事情	(選択した年		すべき事情	された過去の		
	(以下「事項	分の翌年分以		(以下「事項	年分の申告に		
	等」とい	降の年分に限		等」とい	おいて控除し		
	う。)であっ	る。)に記載		う。)であっ	た特別控除額		
	て財務大臣等	された過去の		て財務大臣等	の合計額等そ		
	が適当と認め	年分の申告に		が適当と認め	の他これに類		
	る事項等	おいて控除し		る事項等	する事項		
		た特別控除額					
İ		の合計額等そ					

 	T	T	1 1		T	T	
		の他これに類					
		する事項					
規則第	個人番号利用	国税手続電子		規則第	個人番号利用	国税手続電子	
三条第	事務実施者が	証明書(国税関		三条第	事務実施者が	証明書(国税関	
二号二	適当と認める	係法令に係る		二号二	適当と認める	係法令に係る	
	方法	情報通信技術			方法	情報通信技術	
		を活用した行				を活用した行	
		政の推進等に				政の推進等に	
		関する省令(平				関する省令(平	
		成十五年財務				成十五年財務	
		省令第七十一				省令第七十一	
		号。以下「オン				号。以下「オン	
		化省令」とい				化省令」とい	
		う。) 第二条第				う。)第二条第	
		一項第二号に				一項第二号に	
		規定する電子				規定する電子	
		証明書 (同号口				証明書 (同号口	
		に該当するも				に該当するも	
		のを除く。)を				のを除く。)を	
		いう。) 及び当				いう。) 及び当	
		該国税手続電				該国税手続電	
		子証明書によ				子証明書によ	
		り確認される				り確認される	
		電子署名(電子				電子署名(電子	
		署名及び認証				署名及び認証	
		業務に関する				業務に関する	
		法律(平成十二				法律(平成十二	
		年法律第百二				年法律第百二	
		号。以下「電子				号。以下「電子	
		署名法」とい				署名法」とい	
		う。) 第二条第				う。) 第二条第	
		一項に規定す				一項に規定す	
		る電子署名を				る電子署名を	
		いう。以下「電				いう。以下「電	
		子署名」とい				子署名」とい	
		う。) が行われ				う。) が行われ	
		た当該提供に				た当該提供に	
		係る情報の送				係る情報の送	
		信を受けるこ				信を受けるこ	
		と(個人番号利				と(個人番号利	

用事務実施者 が提供を受け る場合に限 る。)

民間電子証明 書(電子署名法 第四条第一項 に規定する認 定を受けた者 が発行し、か つ、その認定に 係る業務の用 に供する電子 証明書 (個人識 別事項の記録 のあるものに 限る。) をい う。) 及び当該 民間電子証明 書により確認 される電子署 名が行われた 当該提供に係 る情報の送信 を受けること (個人番号関 係事務実施者 が提供を受け る場合に限 る。)

個ド証官人務ら一さを号転そのは用者対発系としているという。

用事務実施者 が提供を受け る場合に限 る。)

民間電子証明 書(電子署名法 第四条第一項 に規定する認 定を受けた者 が発行し、か つ、その認定に 係る業務の用 に供する電子 証明書 (個人識 別事項の記録 のあるものに 限る。) をい う。) 及び当該 民間電子証明 書により確認 される電子署 名が行われた 当該提供に係 る情報の送信 を受けること (個人番号関 係事務実施者 が提供を受け る場合に限 る。)

その他これに 類する書類で あって、個人識 別事項の記載 があるものの 提示(提示時に おいて有効な ものに限る。) 若しくはその 写しの提出を 受けること又 は個人番号の 提供を行う者 の使用に係る 電子計算機に よる送信を受 けること

個事本とっに限識暗よ方番寒で確上し発符符認時者るを本一す及等す訳ないこ行りのはないにるがにるがにるがにるがにるがにるがにるがにないにあ

あらかじめ個 人番号利用事 該提供を行う 者の個人番号 カードに記録 された利用者 証明用電子署名 等に係る地情報 システム機構 その他これに 類する書類で あって、個人識 別事項の記載 があるものの 提示(提示時に おいて有効な ものに限る。) 若しくはその 写しの提出を 受けること又 は個人番号の 提供を行う者 の使用に係る 電子計算機に よる送信を受 けること

個事本とっに限識暗よ方番実で確上し発符符認等はあ認でて行号号証がなった対の別証の法

[新設]

の認証業務に 関する法律(平 成十四年法律 第百五十三号。 以下「公的個人 認証法」とい う。)第二十二 条第一項に規 定する利用者 証明用電子証 明書をいう。以 下同じ。) 及び 同法第三条第 一項に規定す る署名用電子 証明書 (以下 「署名用電子 証明書」とい う。) の送信を 受け、かつ、当 該送信を受け た後に当該利 用者証明用電 子証明書の送 信を受けるこ とにより認証 する方法 国税関係法令 国税関係法令 に係る情報通 に係る情報通 信技術を活用 信技術を活用 した行政の推 した行政の推 進等に関する 進等に関する 省令第五条第 省令第五条第 一項第二号に 一項第二号に 規定する国税 規定する国税 庁長官が定め 庁長官が定め る者を定める る者を定める 件(平成十八年 件(平成十八年 国税庁告示第 国税庁告示第 三十二号) 第七 三十二号) 第七

特に規定する 対して 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大								
四条第二項の 規定により通知された識別 符号及び暗証 行号により認証する方法 四条第二項又 注第四項及び 第八項の規定 により通知符号 及びより 通知符号号 により通知符号号 により通知系 をより 一種を記録 された、本条の 二第一項に規定する中記録 された同項に 規定する中間費 し、及び個人番号利用 空するを記録 された同項に 規定する中間費 し、利用を決定 施者の電子られ たファイルに 記録するを閲覧 し、及び個人番号利用を受い 適合の報子をも 機に備するし、及び個人番号利用を受い が付与これに 記録するを閲覧 し、及び個人番号利用をの 一般のの子子のを確 の子子のに の子子のを にの子子のを にの子子のを にの子子のを にの子子のに にので子のを をこと(同項の規定によりでする。) 大のの 二第一項に 規定するを 関連を を の子子のに にの子子の に にのの規定によりで でとして に同項の規定によりで でによるれる こと(同項の規定によりでの規定によりで でによるれる 場合に限る。) 大のい個人 長の子子の 機に備する に にとして に同項の規定 でによるれる ことと(同項の規定 定にようの 場合に限る。) 大のい個人 長のに 様にの でとして に にの力 を とことに に のが付かる こととに に のが付かる こととに に のが付かる こととに に のが を に に に のが が付かる こととに に のが が付かる こととに に のが が を に に に に に に に に に に に に に に に に に			号に規定する				号に規定する	
規定により通知された識別符号及び暗証符号により認識する方法 個人番号利用 事務実施者に対して、オン化省令第五条の 二第一名特定ファイルに配項に規定するの特に環境を関する。 対して、オン化省令第五条の一の地域に対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、			オン化省令 <u>第</u>				オン化省令 <u>第</u>	
知された識別 符号により認証する方法 個人番号利用 事務実施者に 対して、オン化 省令第五条の 二第一項に規定する特定 ファイルに同項に 規定する特定 ファイルに同項に 規定する特定 ファイルに同項に 規定する特定 ファイルに同項に 規定する 間覧 し、及び個人番号利用 事務実施 管報を し、及び個人番号利用 事務実施 に 規定する特定 アイルに同項 に 規定する に 規定 な に 規定 を 第二章 機能に が付与され た ファイルに 記録する に 保る 備えられ た ファイルに 記録する に 保る 間 で に よる は は は な は は は は は は は は は は は は は は は			四条第二項の				四条第二項又	
では、			規定により通				は第四項及び	
### (大理人に係る 上来 第 出来 及び は の は かっと は に よ の は 別 第 第 ま 及び は の 見 かっと は 同 を が 行 われる 別 と よ る 市 子 監 別 書 及 び は の 見 かっと は 同 を が 行 われる 別 と に よ る 市 子 監 別 書 及 び は の 見 定 に よ る 市 子 監 別 書 及 び は の 見 定 に よ る 市 子 監 別 書 及 び は の 見 定 に よ る 市 子 監 別 書 及 び は る 市 子 監 別 書 及 び は の 見 定 に よ る 市 る に 及 が 何 与 ら れ る に 及 で 同 項 の 規 定 に よ る 市 れ る は か く と (同 項 の 規 定 に よ る わ れ る に と (同 項 の 規 定 に よ る わ れ る に と (同 項 の 規 定 に よ る わ れ る に 図 あ ら に 限 る に 図 あ ら に 限 る に 図 が 行 われ る は か く と (同 項 の 規 定 に よ る わ れ る は か ら と で が 行 われ る は か ら に 収 る に 図 が ら と で が ら れ な に 図 が ら と の は で が 行 われ る は な に 収 が ら と で が ら れ な に 図 が ら と の は ア イ か に 配 が ら に 収 る に 区 る り は で が ら われ る は な に 区 る り は か ら に 収 る に 区 る り は か ら に 収 る は な ら に 図 る か ら に 図 る が ら に 図 る か ら に 図 る が ら に 図 る で が ら われ る は か ら に 図 る で が ら われ る は か ら に 図 る で が ら われ る は か ら に 図 る は か ら な は か ら に 図 る は か ら に 図 る は か ら な は か ら に 図 る は か ら に 図 る は か ら な は か ら な は か ら な は か ら な は か ら な は か ら な は か ら な は か ら な は か ら な な は か ら な は か ら な は か ら な な は か ら な な は か ら な な は か ら な な は か ら な な は か ら な な な な な な な な な な な な な な な な な な			知された識別				第八項の規定	
証する方法			符号及び暗証				により通知さ	
個人番号利用 事務実施者に 対して、オン化 省令第五条の 二第一項に規 定する特定ファイルに同項に 規定する等でファイルに同項に 規定するを閲覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使子られ たファイルに 記録する権限 が付与される こと(同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 置名用電子証 明書といる電子 署名用電子証 明書といる電子 署名が行われ			符号により認				れた識別符号	
個人番号利用 事務実施者に 対して、オン化 省令第五条の 二第一項に規 定する特定ファイルに司項に規 定する特定ファイルに同項に規定するを閲覧 し、及び個人番号利用事務実施者の東部情報を個別人番号利用事務実施者の使用計算情報を個人番号利用事務実施者の使用に係る電子られたファイルに記録する権限が付与されることに同項の規定による申請等が行われるとに同項の規定による申請等が行われる場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 署名用電子証明書といることを開発として係る。 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 署名用電子証明書をによる。 別書とによる地方公共団体情報を図表。)			証する方法				及び暗証符号	
個人番号利用 事務実施者に 対して、オン化 省令第五条の 二第一項に規 定する特定ファイルに記録 された同項に 規定する申請 等情報を閲覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと(同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 二号 規則第 代理人に係る 十条第 三号 規則第 代理人に係る 電子証 明書により確 認される電子 署名用電子証 明書により確 認される同類に 係の個之をによる申請 等が行われる 場合に限る。)							により認証す	
事務実施者に 対して、オン化 省令第五条の 二第一項に規 定する特定フ アイルに記録 された同項に 規定する申請 等情報を閲覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと(同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 二号 「略] 「略] 「本利 提見するを関覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと(同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 二号 「略] 「本列 「本列 「本列 「本列 「本列 「本列 「本列 「本列							る方法	
対して、オン化 省令第五条の 二第一項に規 定する特定ファイルに記録 された同項に 規定する申請 等情報を閲覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと(同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 署名用電子証 明書及び当該 署名用電子証 明書により確 認される電子 署名が行われ			個人番号利用				個人番号利用	
省令第五条の 二第一項に規定する特定ファイルに記録された同項に 規定する申請 等情報を閲覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子とられたファイルに 記録する格限 が付与される こと(同項の規定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 十条第 三号 異名用電子証明書により確認される電子 男書及び当該 署名用電子証明書により確認される電子 男名が行われ			事務実施者に				事務実施者に	
二第一項に規定する特定ファイルに記録された同項に規定する特定ファイルに記録された同項に規定する特定関し、及び個人番号利用事務実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限が付与されること(同項の規定による申請等が行われる場合に限る。) 規則第 代理人に係る 「職」 大理人に係る 大理人に係る 十条第 第名用電子証 明書及び当該署名用電子証 明書により確認される電子署名が行われ			対して、オン化				対して、オン化	
定する特定ファイルに記録 された同項に 規定する申請 等情報を閲覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと(同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 著名用電子証 明書により確 認される電子 署名が行われ			省令第五条の				省令第五条の	
アイルに記録 された同項に 規定する申請 等情報を閲覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと (同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 署名用電子証 明書により確 認される電子 署名が行われ			二第一項に規				二第一項に規	
された同項に 規定する申請 等情報を閲覧 し、及び個人番 号利用事務実施者の使用に 係る電子計算機に備えられたファイルに 記録する権限が付与される こと(同項の規定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 署名用電子証 明書及び当該 署名用電子証 明書により確認される電子 署名が行われる 増売に係る地 カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			定する特定フ				定する特定フ	
規定する申請 等情報を閲覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと (同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 三号 関書及び当該 署名用電子証 明書により確 認される電子 署名が行われ			アイルに記録				アイルに記録	
等情報を閲覧 し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと(同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 署名用電子証 明書及び当該 署名用電子証 明書により確 認される電子 署名が行われ と 関書とので表			された同項に				された同項に	
し、及び個人番 号利用事務実 施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと (同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 二号			規定する申請				規定する申請	
			等情報を閲覧				等情報を閲覧	
施者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと(同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 署名用電子証 二号 明書及び当該 署名用電子証 明書により確 認される電子 署名が行われ			し、及び個人番				し、及び個人番	
採る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限が付与されること (同項の規定による申請等が行われる場合に限る。)ボ付与されること (同項の規定による申請等が行われる場合に限る。)規則第十条第二号 関書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われる場合に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務「同左]			号利用事務実				号利用事務実	
機に備えられ たファイルに 記録する権限 が付与される こと (同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 署名用電子証 明書及び当該 署名用電子証 明書により確 認される電子 署名が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 二号 明書及び当該 署名用電子証 明書により確 認される電子 署名が行われる 場合に限る。)			施者の使用に				施者の使用に	
たファイルに 記録する権限 が付与される こと (同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 二号 <u>男者用電子証</u> 明書により確 認される電子 署名が行われる 明書により確 認される電子 署名が行われる 関連による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 日間左] 規則第 代理人に係る 日間左] 規則第 代理人に係る 日間左] 規則第 代理人に係る 日間左]			係る電子計算				係る電子計算	
記録する権限が付与される こと(同項の規定による申請等が行われる場合に限る。) 規則第 代理人に係る [略] 規則第 代理人に係る [略] 規則第 代理人に係る [略] 規則第 代理人に係る [同左] 規則第 代理人に係る [同左] 規則第 代理人に係る [同左] 規則第 代理人に係る [同左] 大条第 署名用電子証			機に備えられ				機に備えられ	
が付与される こと (同項の規 定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る [略]			たファイルに				たファイルに	
こと (同項の規定による申請等が行われる場合に限る。) 規則第 代理人に係る [略]			記録する権限				記録する権限	
定による申請 等が行われる 場合に限る。) 規則第 代理人に係る 十条第 <u>署名用電子証</u> 二号 <u>明書及び当該</u> <u>署名用電子証</u> 明書により確 認される電子 署名が行われ			が付与される				が付与される	
規則第 十条第 二号代理人に係る 署名用電子証 明書及び当該 署名用電子正 明書により確 認される電子 署名が行われ規則第 代理人に係る 十条第 三号代理人に係る 署名用電子証 二号 明書(電子署 名等に係る地 方公共団体情 報システム機 構の認証業務			こと(同項の規				こと(同項の規	
規則第 代理人に係る 十条第 署名用電子証 二号 明書及び当該 関書により確 認される電子 署名が行われ 「同左」 規則第 代理人に係る ・十条第 署名用電子証 一二号 明書(電子署 名等に係る地 方公共団体情 報システム機 構の認証業務			定による申請				定による申請	
規則第 代理人に係る [略] 十条第 署名用電子証 二号 明書及び当該 署名用電子証 四書により確 認される電子 報システム機 署名が行われ 構の認証業務			等が行われる				等が行われる	
十条第 署名用電子証 二号 明書及び当該 署名用電子証 明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務			場合に限る。)				場合に限る。)	
二号 明書及び当該 署名用電子証明書により確認される電子署名が行われ 二号 期書により確認される電子署名が行われ 報システム機構の認証業務	規則第	代理人に係る	[略]		規則第	代理人に係る	[同左]	
署名用電子証 明書により確 認される電子 署名が行われ 名等に係る地 方公共団体情 報システム機 構の認証業務		署名用電子証			十条第	署名用電子証		
明書により確認される電子 方公共団体情報システム機構の認証業務	二号				二号			
認される電子 署名が行われ報システム機 報の認証業務								
著名が行われ								
た当該提供に に関する法律								
		た当該提供に				に関する法律		

	係る情報の送				(平成十四年			
	信を受けるこ				法律第百五十			
	とその他の個				三号。以下「公			
	人番号利用事				的個人認証			
	務実施者が適				法」という。)			
	当と認める方				第三条第一項			
	法				に規定する署			
					名用電子証明			
					<u>書をいう。)及</u>			
					び当該署名用			
					電子証明書に			
					より確認され			
					る電子署名が			
					行われた当該			
					提供に係る情			
					報の送信を受			
					けることその			
					他の個人番号			
					利用事務実施			
					者が適当と認			
					める方法			
備考 表中の[]の記載は注記である。								
Will John State of the State of								

附則

別表規則第二条第四項第五号の項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に課税期間(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第九号に規定する課税期間をいう。以下同じ。)が終了する同法第二条第一号に規定する国税(課税期間のない当該国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税)に係る所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下「改正法」という。)第九条の規定による改正後の国税通則法(以下「新国税通則法」という。)第十九条第三項に規定する修正申告書又は新国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書について適用し、同日前に課税期間が終了した当該国税(課税期間のない当該国税については、同日以前にその納税義務が成立した当該国税)に係る改正法第九条の規定による改正前の国税通則法(以下「旧国税通則法」という。)第十九条第三項に規定する修正申告書又は旧国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。